

令和6年度事故防止機器導入促進助成金交付要領

九州トラック交通共済協同組合

1. 目的

九州トラック交通共済協同組合は交通事故減少を目的として、事故防止に期待される事故防止機器等を導入した組合員に対して助成を行う。

2. 助成対象装置

助成の対象装置は、当共済契約車両（事業用の貨物自動車に限る）に取付けの車載装置であり、「原則、各県トラック協会助成対象一覧」の機種に限る。前記一覧以外の機種については、製品カタログ等により判断する。なお、解析ソフトについては、助成の対象外とする。

3. 助成額および助成対象

- ① ドライブレコーダー・バックカメラ・サイドカメラ・バックセンサー
1台につき1万円とする。(1万円未満は実額税抜き)
ドラレコ10台+「バックカメラ・サイドカメラ・バックセンサー」10台、
車両1台につき最大で2万円の助成金、1組合員20万円上限とする。
- ② 令和6年1月から令和6年12月末日までに、機器の購入・支払・装着の
全てを完了し、令和6年12月末現在で当共済に契約がある車両（事業用
の貨物自動車に限る）に取付けの車載装置とする。

5. 助成金の請求期間等

- ① 助成を請求する組合員は、所定の「事故防止機器導入促進助成金交付申請書」を九州トラック交通共済協同組合に提出するものとする。
- ② 助成金の請求期間は、令和7年2月6日(木)までとする。

6. 助成金交付

前記5による申請を受けた九州トラック交通共済協同組合は、速やかに請求内容を審査し、適正と認めた場合は、令和7年3月28日（金）までに組合員に対して助成金を交付する。

7. 九州トラック交通共済協同組合の事故防止活動への協力

助成金を受けた組合員は、当共済が事故の届出の際、示談交渉のため取得したデータや、安全運転講習等に有益であると判断し、データの提出を要請した場合は、その利用について貴社の不利益にならない範囲で協力するものとする。